

平成11年度 第1回民間非営利活動促進委員会

1. 開会

事務局 ご苦労さまでございます。

ただいまから第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、宮城県の坂井副知事の方からごあいさつを申し上げます。

2. 副知事あいさつ

副知事 ご紹介いただきました副知事の坂井でございます。

今日は第1回の民間非営利活動促進委員会ということで、大変皆様ご多用のところをご参集を賜りましてありがとうございました。

この委員会、ご案内のように昨年に制定されました宮城県の民間非営利活動を促進するための条例に基づきまして設置をされることとなった委員会でございます。基本的には、基本的な事項の調査・審議を行っていただくということで条例に基づいて設置をされることになっているわけですが、第1回目が今年度のもう半年も過ぎようというこの9月になって初めて開くということございまして、大変遅くなりました。4月の統一地方選等々いろいろ言いわけはございますけれども大変遅くなりましたことをまずはお詫びを申し上げたいと思います。

お集まりの皆様方は、それぞれ昨日、今日この問題にかかわった方々ではなくて、大変一言ある方々ばかりということでございます。それぞれに、民間非営利活動の意義とか趣旨とか、そういったものは充分お分かりの方々ばかりでございます。今さら何も申し上げることはないわけですが、我々行政側といたしましても、これからますます複雑多様化をしていく社会の中で、地域のニーズ、市民の皆様方のニーズ等も多様化をしていくわけございまして、そういった諸課題にどう対応していくかということになりますと、なかなか行政だけでは、あるいは、これまで流のやり方では物事が進んでいかないということがだんだん増えてくるというふうに思っております。それで、行政の肩代わりということではなくて、現在でもいろいろ活動がなされておられます自立的な市民の皆様方の活動というものをもっと積極的に評価をして、皆様方とともに、共同するといいますか、連携をとって仕事をしていくということが必要であるということ、そういう発想で物事をやっていくことがこれからますます必要なのではないかとこのように考えているところでございまして、そういったことをご議論いただくためにこの促進委員会というものを開かせていただこうとしているわけでございます。

今回、8月に決定されました国の補正予算におきましても、緊急地域雇用対策といったものが

打ち出されまして、その中でもNPOというものを積極的に活用していくべきであるという議論がなされました。

本県におきましても、まだ記者発表前でございますけれども、9月補正の中でそういったNPOの利用促進というものを図るための予算も計上させていただいているところでございます。

また、NPOの団体数でございます。後でご報告があると思っておりますけれども、認証団体数、今のところ15ということになってございまして、数的にはトップレベルにあるんだろうというふうに思っておりますけれども、知事の方からはもっともっとやれというハツパをかけられておまして、認証団体数そのものではなくて、それぞれNPOの活動をされている方々はたくさんおられると思いますので、私どもも認証団体になっていただくようにいろいろ働きかけを強めていかなければいけないのかなと思っておりますし、お集まりの皆様方にも、ネットワーク等を活用していただきまして、認証団体としての活動をしていただくような働きかけをお願いをできないかなというふうに思っておるわけでございます。ご支援をよろしくお願い申し上げます。すみません。15ではなくて17になったそうであります。

きょうは、ご審議いただく内容として、この促進委員会の運営について、初めてでございますので要綱を制定していただいたり、制定についてご協議をいただいたり、NPO活動の中核機能拠点の整備、あるいは民間非営利活動促進基本計画についてご協議をしていただくこととなっております。よろしくご審議をお願いを申し上げますとともに、せっかくの機会でございますのでいろいろご提案等ありましたらよろしくお願いを申し上げまして、冒頭、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はどうもご苦労さまでございます。

3. 委員紹介

事務局 それでは、本日は第1回目でございますので、委員の方々のご紹介をさせていただきたいと思っております。

「次第」の次のページに委員名簿をつけておきましたので、こちらからはお名前だけ、この順に従ってご紹介させていただきます。北條委員につきましては、若干所用のため遅れるということでございます。

山田委員でございます。

青野委員でございます。

遊佐委員でございます。

佐藤仁一委員でございます。

大友委員でございます。

大木委員でございます。

斎藤委員でございます。

佐藤和文委員でございます。

秦委員でございます。

兵藤委員でございます。

紅邑委員でございます。

以上、12名の方をお願いしております。

委員の委嘱状につきましては、それぞれの皆様のお席の上にお配りしておりますのでご確認
いただきたいと思います。

続きまして、事務局の方をご紹介します。

正面、当部の加藤部長でございます。

NPO関係を担当している樋口次長でございます。

担当の小花生活・文化課長でございます。

担当の佐々木専門監でございます。

4．会長、副会長の選出

事務局 それでは、最初でございますので、会長、副会長の選出をお願いいたしたいと思います。
す。会長、副会長の選出までの間、生活・文化課長が進行役を務めさせていただきます。

課長 それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきますと思
います。

会長、副会長の選出につきましては、お手元の資料2でございます促進条例の第16条によりま
して、委員の互選により定めることとなっております。そういうことになっておりますけれども、
どのような方法で選任をいたしましょうか。どなたかご提案がございましたらちょうだ
いしたいというふうに思います。どなたかございませんでしょうか。

ただいま山田委員と大木委員にどうかというお話がございましたけれども、よろしゅうござ
いますでしょうか。

それでは、会長に山田委員、それから副会長に大木委員ということでお願いしたいと思います。
す。よろしく願いいたします。

それでは、促進条例の第16条によりまして、会長が会議の議長になるということでございます

ので、山田会長、それから大木副会長につきましては前の席の方にお移りいただきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

副知事は、所用がありますので退席させていただきます。

ただいま北條委員がおいでになりました。よろしくお願いいたします。

それでは、今後の進行は、次第によりまして山田会長にお願いしたいと思います。よろしく
お願いいたします。

会長 ご指名をいただきましたので会長の役目をさせていただきます。

早速議題に入らせていただきたいと思いますが、次第の5にございます事務局報告、これは
一つずつお願いしましょう。

まず、?の促進委員会の設置趣旨についてということをお願いします。

事務局 会長、本来は会長の指示に従いまして事務局の報告をすべきではございますけれども、
急で申し訳ございませんが、せっかく皆さん第1回目のお集まりでございますので、各委員の活
動状況あるいは内容等を我々もちょっと知りたいと思いますので、もしよろしければそうい
う自己紹介をお願いしたいと思います。勝手なお願いで申し訳ございません。

会長 結構なご提案だと思います。

では、そういうことで、30秒程度ですか、簡単に皆さんのプロフィールをお話いただければ
と思います。

今日は名簿の順序でまいりましょうか。では、北條先生お願いします。

北條委員 今日は所用で石越の方から参りましたので、遅れて申し訳ありません。

尚綱短大で人間環境論とって環境問題を教えております北條です。

NPOとのかかわりは、みやぎ環境と暮らしネットワークというNPO組織がありますが、そ
この理事をしておりますので、そういう立場から環境面のNPO活動について一緒に考えさせて
いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、名簿順で私の順ですのでさせていただきますが、大学では地域計画、地域づくり、
そんなところを指導しております。それで、計画のつくり方、あるいはその実現の仕方というあ
たりを勉強しているわけですが、そんないきさつから、6年ほど前ですか、せんだいNPO研究
会というのをつくりまして、それから何やかやとせんだい・みやぎNPOセンターの設立の手伝
いをしたり、あるいは仙台市の市民活動サポートセンターの整備の委員に加えていただいたり
ということ、あるいは県のこの促進案の検討委員にまぜていただいたりということ、本業とはち

よっとずれながらすっかりNPOに浸ってしまっている山田でございます。よろしくお願いいたします。

次は、青野委員をお願いします。

青野委員 宮城県の県議会議員をしております青野登喜子と申します。

この春に初めて県議になったばかりでまだ5カ月のほやほやということですが、たまたま環境生活委員会常任委員会に所属したということのかかわりで、順番と言ってはちょっと変な委員の選び方ですけども、いろんな審議委員会をそれぞれ担当するということで、今回私にこの委員会の順番が回ってきたということです。

NPOの社会的な存在としての機能が本当に生かされていくように、社会の発展の原動力になる、そういう存在となるように、練り上げたものができるように私も何らかのところでお役に立てばと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、遊佐委員をお願いします。

遊佐委員 ただいまの青野委員同様、県議会の環境生活委員会に所属しております、担当委員会ということで青野委員と一緒にこの委員会に出席をさせていただいております。

去年発足しておりましたNPO促進検討委員会の方、そちらに県議会から5名の議員が出ていたんですけども、その一人として出席させていただきました。また、県内8カ所でのNPOみやぎなんでもフォーラム、遅刻したり早退したりもしておりましたけれども、曲がりなりにも8カ所を回らせていただきました。また、12月に制定いたしました条例づくりにも参画をさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員をお願いします。

佐藤（仁）委員 岩出山の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

町長になる前に、宮城県の当時生活環境部という、今の部と逆さまになっておりました部がございました。その当時、青年の船というのが宮城県でスタートしまして、その乗船者の事後組織で青年の船友の会というのが青少年の社会参加と国際交流事業を行おうということで私もかかわりまして、15年参画させていただいてまいりました。そのときに、私も、社団法人、財団法人というのがあるんですが、任意団体ではどうしても青少年の健全育成なり事故の問題等があるものでありますから、このようなNPO的な活動支援が早くできないのかなと期待をしておった一人でございます、しかしながら、間違いまして岩出山の番頭になりまして、それ以来、

今中学校の統合後の地域づくり、農協が広域合併していく中での地域づくりというものに直面をいたしております、かつての地区公民館ではなくして、地域づくりセンターという、地区館を各小学校学区単位に設立をいたしまして、まだ任意団体でありますけれども、各種のおばんつぁんの会とか若妻の会とかでそれぞれ野菜等の直売、加工販売等が地域の自立の中で行えるような支援センターをそれぞれ各地区に設立をしまして、活動を行いまして4年目に入っているところでございます。何せ田舎なものでありますから、情報発信、乏しい分なかなか目立たないのであります、結構各地域の方々は一生涯懸命やっているなど。番頭の目から見ても感謝いたしてあるところでございます。どうかひとつよろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

続きまして、大友委員お願いします。

大友委員 ヤマト運輸(株)東北支社でプロジェクトマネージャーをしております大友優子と申します。

民間企業で一人ということで、今回「なぜヤマト運輸ですか」という質問を県の方にして、なぜか「ほかのNPO関係者の方からヤマト運輸さんと言われました」ということだったんですが、なぜなのかなとここに座っているときもずっと考えていたんですが、ボランティア活動をまず会社で取り組んでいることと、あと、ヤマト福祉財団という財団がございます。この活動、あとメセナ活動が評価されて今回こちらに参加なのかなというふうに私は思っております。

私が直接かかわっておりますのは、カーボランティアをしております。これは、会社の中の社員がみんな交代で、お食事をサービスしているあるボランティア団体に行ってお弁当を配達するのをお手伝いしております。ちょうど4年ほど前からなんです、私どものおなじみの宅急便は、発売当日2個から始まりまして、今これだけ多くの物を皆さんにご利用いただいているんですが、ここまで大きくしていただいたのは市民の方たちにかわいがっていただいている恩があるということで、何か恩返しができないかということでカーボランティアを始めました。物を運ぶのは得意ですので、お弁当を運ばせていただいています。お弁当を運びながら、社員一人一人にボランティア活動を、人のためになることを今のうちから学んでもらって、定年後でもボランティアに参加するのに、構えることなく自然に入れるようになればいいなということで取り組んでおります。

財団の方なんです、いつも私がヤマト福祉財団と言いますと、時々、ああ民間企業だと税金逃れでつくっている財団でと言われることがあったんですが、うちのオグラマサオが私財を投じてつくった財団でして、ボランティア団体の経営手腕を教えたりであるとかお金をささずに知識

を教えてあげたりとか、そういうことに力を入れています。うちの会社は、お金は出さないんですが、労働力とかそういうものは出しましょうという会社ですので、その辺できょう呼ばれたのかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、大木副会長。

副会長 私は、みやぎ災害救援ボランティアセンターをやっておりますけれども、この名前のおりの活動なんです、よくマスコミの方からこういう質問をされます。「災害が起きたときにボランティアを引き連れて救援に行くんですか」という話なんです、実はそういうこともあるかもしれませんが、「いざというときに災害救援ボランティアセンターは何もしなくてもいいようにするために活動するんだ」と逆説的に言っているわけですが、そのとおり地域でいざというときに助け合えるような組織づくりであるとか、ボランティアをコーディネートするコーディネーターの養成機能だとか、そういったことを日常的にやっております。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、続きまして斎藤委員お願いします。

斎藤委員 私は、石巻から参りました斎藤美和子です。

地域・国際貢献サークル、「地域」をあえて先に出したのは、日中友好協会を初めいろいろな国際交流協会に私も所属しております、大体三、四つ入っていたんですけども、国際交流、国際交流とうたっているんですが、実際本当の国際交流というのは何なんだろうかということで、自分で活動して見つけて見つけたことがあります。そのほかに石巻の消防団活動もしていますし、スポーツ少年団のバスケットの監督もしているものですから、すごく結びつく問題が多くて、その中で一体国際交流、国際貢献、国際協力というのは何だろうなと考えたときに、まず地域から、きちっと地域からやっていかなければこれは「国際」に結びつくことはないと思ったので、今年の2月にフォーラ夢というものをつくりました。今は、日本人を初め何カ国かの友だちもこのフォーラ夢に参加しております。

石巻には17カ国の外国人がいらっしゃいまして、大体 385名ぐらいいるんですね。国際化が一番近いんじゃないかと思う市なんです、それでもやっぱりなかなかそこに一步を踏み出せないということで、私たちが今頑張っているところなんです、その事業の一つとしてしえろあすーるという国際協力ショップをつくったんです。それで、その中で、発展途上国の人たちに私たちの仲間が指導をして、つくったものを私たちの店で紹介しながら販売するという店なんですけれども、その2階を全部で14坪ほどの2階があるものですから、そこを市民の交流団体で使って

くださいと提供しましたところ、たくさんの方々が集まってくださりまして、小さなNPOセンターみたいな形になっております。そういうことをやっていると、何かNPOというのはすごく簡単だし、NPOセンターもそんなに難しくなく身近なところからできるのではないかなと思っていますので、ぜひしっかりしたNPOセンターを石巻でつくっていきいたいと思ひまして参加しております。よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤和文委員お願ひします。

佐藤（和）委員 佐藤でございます。

私の肩書をごらんいただくとわかるんですが、本職は河北新報という新聞社に働いておりまして、にもかかわらず、ここはNPO関係者というところで出ています。シニアのための市民ネットワーク仙台という、平成7年に私がまだ現役の新聞記者だった頃に高齢化問題についてのキャンペーンをやったんですが、その延長でできたNPOです。私は、個人的にこのNPOにちょっとかかわっておりまして会社の仕事とちょっと切り離しているんですが、最近、NPOの仕事というか活動が、比重がだんだん大きくなりまして、こういった場にもご指名いただくことにもなってきました。若干困っているのは、こういう形でNPOの関係者でありながら社名を書いておくと、このNPOと河北新報というのは何かやはり深いつながりがあるんだろうというふうに誤解されされるんですが、きっかけをつくったキャンペーンは確かに河北新報がやりましたけれども、実際は今私が一人で、このNPOの人間達、非常に多彩な人間がいます。こういう人たちとおつき合いをしながら、市民活動レベルでこんなことができるのかと、ある意味で実験をしているようなものです。

NPOとは、ご承知のように財政的に非常に辛いものですから、その財政の問題とか活動の実態の問題とかいろいろ課題は多いですが、いずれにしろそういったパワーが少しずつ強くなっていくということ、これはもう大きな流れだろうと思っております。それに対して何か貢献ができればいいなと。これは、新聞社の人間としても社会貢献の一つとして考えておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、秦委員お願ひします。

秦委員 蔵王のブナと水を守る会の事務局をしております秦と申します。よろしくお願ひします。

うちの会は、蔵王の中腹部にあります国立南蔵王青少年野営場の植林活動をするのが目的で1

990年にグリーンレンジャーが発足しました。その前に、1986年に会の方は発足していたんですけれども、実質的な植林活動は1990年から行っております。まず、NPO法人の取得と同時にナショナルトラスト運動も手がけまして、NPO法人が第1号だったということでマスコミ関係の方たちから大変大きく取り上げていただいたおかげでナショナルトラスト運動の方もスムーズに行っておりますので、この場をお借りしてお礼申し上げます。

それから、今後の会の方針としては、次の時代を担う若い人たちを育てなければいけないということで、今頑張っている森の教室というのをやっております。自分たちの中ではいろいろなことをやってきたんですけれども、一歩表に出ますとよその団体の方、同じNPO法人の資格をとった方たちとの横のつながりというのを今まで一度も持ったことがありませんので、今後こういう場所に参加させていただくのを機会に横のつながりをもっと持っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。

それでは、兵藤委員申し上げます。

兵藤委員 宮城県の北部に栗原郡がありますけれども、その高清水町という純農村地帯で、酪農を本業としながら地域づくり、まちづくり活動をしております兵藤と申します。

高清水という町は、宮城県の農村地帯どこでも似たような問題を抱えておりまして、日本中抱えていると思うんですが、そういう状況の農村の中で自分たちが前向きに楽しく地域で生きていくにはどういうふうな生き方をしたらいいのかというようなことを求めながら活動をしています。地域づくり活動は、私は今年で大体、カンパに始まって4年ですけれども、地域づくり活動は8年目になりまして、いろいろと勉強をしながら、今はせんだい・みやぎNPOセンターなんかとかかわりを持ちながら勉強させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

最後に、紅邑委員申し上げます。

紅邑委員 せんだい・みやぎNPOセンターの常務理事と事務局長をしています紅邑です。

うちの組織は1997年に設立されまして、ことしの7月1日に特定非営利活動法人になったばかりです。活動としては、NPOという言葉もやっとこのごろ耳慣れてきたところだと思いますが、まだ耳慣れない頃からNPOという言葉掲げて、市民団体が活動しやすい、そういった基盤をつくるというようなことをテーマに活動してきた組織です。去年、今年にかけて、NPOの法人化ということが社会的にも大きく取り上げられるということがきっかけになって、行政と企業で今まで活動してきた社会基盤というところに、市民がそういったことを支える一員とし

て認められていくということがある意味では大きく取り上げられる機会が多くなりました。私たちの組織としてもこのチャンスをうまく生かして、そして、さっき斉藤さんもおっしゃっていましたけれども、もっとカジュアルな形で市民が市民活動に参加をして社会を共に支えていくというようなことをつくっていく、そういったことでお役に立てればというようなことで活動しています。

私も、NPOという言葉に出会ったのは1995年なので、まだNPO歴といたら四、五年ぐらいなものなのですが、その間にもここにいらっしゃる方といろんなところでお会いして、今日は何となく懐かしいなと思いながらここに座らせていただいております。どうかよろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。

短時間ではありましたが、それぞれの委員の方のプロフィール、活動概要をお話いただきまして、それぞれがどのような方であるかということがご理解いただけたかと思います。まだまだ、それぞれお話しされたいことがたくさんあるかと思いますが、これは後の方の議論、発言の中でそういったそれぞれの活動をご説明いただきながらご意見いただければと思います。それでは次の議事に入っていきたいと思います。

5．事務局報告

？ 促進委員会の設置趣旨について

？ 民間非営利活動に関する県の取り組み状況等について

会長 それでは、早速、事務局報告ということで？の設置趣旨と？の民間非営利活動に関する県の取り組み状況等について報告いただきたいと思います。

事務局 まず、設置趣旨についてご説明申し上げます。資料1と2をごらんいただきたいと思っています。先ほど坂井副知事の方からお話がありましたように、我々県としては、民間非営利活動の社会的な意義や役割に注目しまして、その活動を支援・促進してパートナーシップを深めながら県政を推進しようと考えております。

そのために、昨年12月、議員提案によりまして促進条例が制定されました。その促進条例の第16条におきまして、民間非営利活動の促進に関する基本的な事項を調査・審議し、あるいは意見を述べる場として促進委員会を設置すべきであり、知事は、その促進委員会の意見を尊重すべきであるという規定がなされております。この条例の規定に基づきまして、この委員会を設置したものであります。

その意味では、この委員会というのは、県の民間非営利活動の促進に関する中心的な役割を担う審議機関であると我々は考えております。具体的には、後ほどご協議いただきます基本計画、あるいは促進策の主要な施策などについて、委員の皆様からご審議を願いたいと考えております。これが設置趣旨でございます。

続きまして、非営利活動に関するこれまでの県の取り組み状況について簡単にご紹介申し上げます。資料3をお開き願いたいと思います。

まず最初に、昨年度の取り組み状況についてご説明申し上げます。

民間非営利活動、これにつきましては、県としては非常に新しい行政分野でございます。そういう観点から、昨年度は主に次の3点について取り組みました。

まず一つには、行政としてNPOあるいはその活動について理解をしようではないかというのが1点でございます。

第2点は、県としてNPOあるいはその活動に対していかなる支援をすべきかというのを検討しようではないかと、それが2点目でございます。

3点目は、昨年3月NPO法が制定されましたので、その施行事務に当たっての条例の制定とかそういうふうな事務を行ったと、この3点でございます。

1点目と2点目につきましては、この資料3の1から5までの事業を実施しております。

主な事業を簡単にご説明しますと、2番の実態調査。これは、県内のNPOの実態を把握するためにアンケート方式によりまして調査をいたしました。調査結果の概要につきましては、皆さんのお手元に概要版をお配りしておりますので、参考までにごらんいただきたいと思います。

それから、次に飛びまして4番。みやぎのNPOなんでもフォーラム、これは先ほど遊佐委員の方からお話がありましたように、議会と我々共催で県内の各圏域、7圏域でフォーラムを開催し、各地域のNPOの方々の実態あるいは行政に対する要望等を把握いたしました。

次が、3番のNPO活動促進検討委員会でございます。これは、県のNPOに対する取り組みあるいは支援のあり方等を検討していただくため、19名の委員から成ります検討委員会を設置しまして、先ほど申しましたような実態調査あるいはフォーラム等々の結果を踏まえましてNPO活動の促進策に関する提言というものを取りまとめていただき、昨年11月に知事の方に報告をいただいております。この提言書につきましてもお手元にお配りしておりますので、後でごらんいただきたいと思います。

これらの集大成としてできてきたのが、県の非営利活動の促進に向けた基本法的な8番の促進条例でございます。

次は、NPO法関連でございますけれども、法の実施に合わせまして手続などを定めました条例あるいは規則等を制定しており、12月1日の法施行から具体的な認証事務というものを実施しております。これが昨年度のおおよその県の取り組みでございます。

次に、今年度の取り組みでございますが、資料4をごらんいただきたいと思います。

昨年度は、そういう意味では民間非営利活動に関する理解と検討の年ということだと思います。今年度は、そういう意味では促進策のスタートの年というふうに我々は考えております。促進条例、それから提言、この二つの趣旨を踏まえ、尊重しながら具体の促進策を今年度から展開しようと考えております。

資料4の裏面をごらんいただきますが、そこに、各種の今年度の施策を書いております。例えば、NPO法の施行事務を初めフォーラムや人材育成、それから団体名簿の作成、地域活動拠点の検討、活動資金を助成します活動企画公開コンペ、それから、後ほどご協議をお願いします中核機能拠点の整備の検討や基本計画の策定等々を今年度行いたいと思っております。

そのうち、?のフォーラムにつきましては、来週の金曜日、17日でございますけれども、古川市におきまして大阪ボランティア協会の早瀬昇さんという方をお招きいたしまして講演と地元の方々の交えたパネルディスカッションを大崎、古川で予定しております。それからまた、6番の活動企画公開コンペ、これにつきましては、NPOの方々の活動の企画内容を応募しまして、プレゼンテーションをしていただいて資金を助成するという事業でございますけれども、これが今現在応募企画を募集中でございます。来月の10月9日、宮城大学においてNPOの方々の発表会、それに基づく審査委員会の審査会等々を行う予定にしております。

次に、NPO法人の認証状況についてご報告いたします。資料の5をごらんください。今日現在で、24のNPOから県に法人格の申請が参っております。そのうち、本日、17番の「まみんか」、チェコ語でお母さんという意味だそうですが、まみんかが認証されましたので、17団体が法人格の認証を受けてあります。

それから、裏面をごらんください。

この裏面でございますが、二つ以上の都道府県を事務所を置いているNPOにつきましては経済企画庁が認証するというのが法の規定でございます。この関連で、県内では1件認証を受けている団体がございます。これを含めると、県内では18の団体が認証を受けて活躍されているということになります。

なお、全国の申請状況あるいは認証状況について次のページを添付しておりますので、ご参考をお願いしたいと思います。

NPOの法人化については、先ほど副知事もお話ししましたように、NPOセクターの社会的な信用を高めるといこと、あるいはNPO法の内容自体の充実を図るという意味で、我々県としても積極的にその推進に取り組もうというふうに考えております。委員の皆さんにも、その辺につきましてもご指導、ご協力をお願いできればと思います。

非常に簡単ではございますが、設置趣旨、県の取り組み状況についてご説明申し上げました。
会長 ありがとうございます。

今2点につきましてご報告がありましたが、これに関して何か皆様の方からご質問、ご意見がありましたらお出してください。かなりのボリュームの話を短時間にいただきましたので、急ということも難しいかと思しますので、また後の議論の中で思いつかれたところ等ありましたらお願いします。

佐藤（仁）委員 今年度の取り組みの中で、資料4の2番の? になりますが、人材の育成事業、大変この点が県下の中で地域バランスを含めて大切だと思うんであります。そのような関係から、この開催場所等は、説明を受けたのかもしれませんが、私が別な資料を見ていて聞き逃したのかもしれませんが、人数も40名程度ということなんであります、仙台市だけに集中されておられるのか、それとも県内を何カ所かに分けた形で考えられておられるのか、今後の問題を含めてお聞きしたいと思します。

会長 資料4の裏面の2の? の事業ですね。お願いします。

事務局 この人材の育成事業については、今企画の段階でございます。我々は、昨年の実態調査から見ても人材育成が必要であるということ、そのためには、我々が直接振るのではなくてやっぱりNPOの方に委託をして育成事業を行っていただきたいというふうに考えています。場所については、仙台中心ということは我々ちょっとまだ考えておりませんので、なるべくNPOの促進自体が県全域に伝わるようにというのが我々の願いでもございますので、そういう地域の実情も考慮しながら具体的な場所というものをこれから検討していきたいと思します。

佐藤委員のご意見、尊重して考えたいと思します。

会長 よろしいですか。

佐藤（仁）委員 そのお答えを聞いて安心しました。

今お願いしたいのは、一つは、人材を育成していく中で行政が進めるというのではなくて、これはやはりNPOの各種先進的な事例、団体の方々によって、そのネットワークを広げる意味からも、要はその開催について県と協力をし、活用し、支援するという姿勢を持っていただきたいということが一つ。

二つ目は、開催場所については、やはりそのようなNPOの情報等がまだ県内の各地域、アンバランスな感がありますので、この辺について均衡を図っていく。人材育成の面を求めた場合に、場所の選定においてもNPOの方々とよくご相談を申し上げながらぜひ進めていただければと思っております。

会長 ありがとうございます。人材育成事業に関しまして、その進め方のご意見をいただきました。よろしく申し上げます。

ほかに。斎藤委員。

斎藤委員 今の2番の?のフォーラム開催事業の件なんですけれども、「県内3カ所」ということが、今のご説明の中では、聞き逃したのかもしれませんが、古川市以外の2カ所はどこか予定があるのでしょうか。

事務局 大変申しわけございません。ちょっと時間が短いために具体のお話をしませんでした。県内3カ所を予定しております。まず、第1回目はフォーラムを古川でということ。それから2回目、3回目になりますと、順序は別としまして、南の方で1カ所ということを考えております。それから、3カ所目を仙台で行うかどうか、あるいはそれ以外の地域でやるかということは今検討しております。

フォーラムについては、我々県だけが行うのではなくて、例えば今月の18、19日には日本NPOセンターやせんだい・みやぎNPOセンターが実行委員会となっている、全国的なNPOフォーラムが仙台で行われます。それから、仙台市も、市民活動フォーラムというのを毎年実施しております。

そういうことですので、ほかのフォーラムが仙台市あたりでどれくらいやられるのかというふうなことも踏まえて地域を検討したいと思います。県南、県北は決まっておりますが、もう一つの地域はちょっと今まだ我々検討中でございます。もし何かご意見があればお願いします。

会長 よろしいでしょうか。

斎藤委員 例えば、ここでやってほしいという要望がありましたら、その点ではご相談に乗っていただいたりできるのでしょうか。

事務局 大崎と、それから仙南で予定しておりますので、そこに余り近いところでなければ相談に応じたいと思います。よろしく申し上げます。

会長 よろしいですか。

ほかに。

それでは、先に進ませていただいてよろしいですか。

6. 協議

会長 それでは、報告事項を終わりました協議の方に入りたいと思います。

今日ここに挙がっております三つの内容について、それから、その他を加えますと四つの内容についてご検討をいただくわけですが、宮城県では昨年度からこのNPO促進にかかわる条例づくりを初め検討が進められてまいりましたし、それから、後で出てまいります中核施設の検討も進められております。そういった検討を踏まえて、ここでは一步先に進めるためのご検討を皆様からいただくというのがこの委員会の課題だろうと思います。そういった意味では、実現に向けて重要なステップになるかと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

? 促進委員会の運営について

イ 運営要綱の制定

ロ 傍聴要領の制定

ハ 今後の開催予定

会長 それで、協議事項4点のうち、まず1点目。形式的なことになるかと思っておりますが、促進委員会の運営についてということでイ、ロ、ハまとめてご提案いただきたいと思っております。

事務局 それでは、まず運営要綱の制定についてご説明します。資料6、関連して促進条例の資料2ということになります。

促進委員会の運営方法については、基本的には、おおよそは促進条例の第16条で規定されております。ただ、それ以外の、促進条例で規定される以外の必要な事項については、第16条の第9項におきまして「会長が委員会に諮って定める」というふうに規定されておりますので、この要綱案を制定していただきたいという趣旨でございます。この資料の6にありますように、この要綱案は、促進条例で規定されている内容をまずそのままおろして規定しまして、さらにそれ以外の必要な事項を規定した部分と二つでもって構成されております。そういう意味で、促進条例以外の新たな規定部分だけについて説明をしたいと思っております。

まず、要綱の第2条第1号から第4号ですが、これは、本委員会の審議事項であります「基本的な事項」というものをもう少しわかりやすく書こうということで、基本計画、施策、それから関係団体との連携協力等々について第1号から第4号に分けてその基本的な事項をより具体的に書いてございます。これは、第1号から第3号まで審議すればいいというのではなくて、第4号で「その他」と書いてありますので、先ほど申し上げましたように、この委員会の趣旨は促進の

ための中心的な役割を担う委員会であるというふうに我々は認識していますので、幅広く審議をお願いしたいと考えています。

それから、第4条の「会議」でございますが、第4条の第2項、ここに、この委員会が半数以上が出席しなければ会議を開くことができないという定足数を定めております。

それから、第3項では議決の要件。出席の過半数以上が賛成すれば議決ということが書いてあります。

第4項、これは委員以外の方でいろいろとご意見をお聞きしたいという場合には、当然そういう方々もここで意見を述べるができるというような参考人の規定が書いてあります。

それから、第6条でこの会議の原則の公開を書いてあります。

こういうわけで、この要綱案は、この委員会の役割あるいは組織、それから運営等々についてまとめて規定したものでございます。

次に、傍聴要領について説明を申し上げます。資料7をご覧ください。

先ほど資料6の要綱案の中の第6条で会議の公開を規定しておりますけれども、会議の公開するためには、今日は傍聴の方はいらっしゃいませんけれども、傍聴の要領というものをつくってございます。中身は、手続とか守っていただきたい事項、それから秩序の維持と、簡単なものが書いてございます。

以上、要綱と傍聴要領の制定について簡単にご説明いたしました。よろしくご審議願います。
会長 ありがとうございます。

それでは、まず最初にイの運営要綱、これにつきましてご意見、ご質問はありますでしょうか。
兵藤委員 運営要綱から少し離れた質問になりますけれども、今回1回目ですけれども、1年間にこの委員会は何回ほど開催する予定になっているわけですか。

会長 それは、後のハでスケジュールの話が出てまいりますので、そこでよろしいですか。それとも先にご説明いただきましょうか。

事務局 今後の委員会のスケジュールについて簡単にご説明申し上げます。資料8をご覧ください。

今日が第1回目ということで、これから、中核機能拠点と基本計画の案というものをご検討願いたいと思います。

それで、第2回を10月の中旬から下旬というふうに考えてございまして、そのところで基本計画についてより具体の審議をしていただきたいと思いますと考えております。そういう意味では、今回の基本計画のご説明というのは、非常に簡単になろうかと思っております。

それから、3回目を来年の1月下旬あたりに設けまして、基本計画の最終案をご検討願いたいと考えております。と同時に、この時期になりますと今年度の事業の大体の進捗状況、実績あるいは来年度の事業に向けての考え方などが出てまいりますので、そのあたりを報告し、かつまた検討していただきたいということで、おおよそこのようなものを検討していきます。

4回目が未定となっておりますけれども、これについては、今後2回、3回と委員会の議論を進めていく中で、例えば委員の方々からこういうふうな点について議論をするべきではないかとか、あるいは、我々事務局の方からこういうような点についてちょっとご指導願いたいなというようなことがあったならば4回目というものを開こうかと。そういう意味では、4回目は現在のところ非常にフリーにしておこうかというふうに、我々事務局としては考えております。

会長 どうでしょうか。

兵藤委員 年間どのぐらいか開くのでしょうか。

事務局 年間大体4回ぐらいというふうに考えております。

会長 各年4回ぐらいということですね。

ほかに、この運営要綱につきましてありますか。紅邑委員。

紅邑委員 委員の方たちは15名ということなんですけれども、それで、傍聴ということで一般の方たちもこの委員会を傍聴できるということが保障されているんですが、例えば議論をしていく中で、このことについてはもうちょっとこういった方のご意見が聞きたいというようなことが委員の中から、もしくは議論の中で出てきた場合に、そういった方にご出席いただくということが可能なかどうか、伺いたいと思います。

会長 それはいかがでしょうか。

事務局 運営要綱案の第4条の第4項、「会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる」というように、今紅邑委員がおっしゃったような意味合いをここで書いてございます。

会長 ということで、今のことは可能だということによろしいですか。

ほかに。斎藤委員、お願いします。

斎藤委員 運営要綱の第2条の第3号の、民間非営利団体、市町村、企業などについて書いてありますが、この市町村と企業の連携ということは、これから話し合うことなんです。それとも、ある程度、例えば石巻市の場合だったら市のまちづくり推進課とかあるんですけれども、そこにこういうことがありましたという報告は県の方からしてくださるのでしょうか。

会長 確かに第1号、第2号、第4号はイメージがつきやすいんですが、第3号について具体

的にというご質問ですね。いかがでしょうか。

事務局 これは、基本的には県の委員会です。県が非営利活動についてどうあらねばならないかということ議論はしていただきますけれども、これは県だけがこういうような促進の展開を行っては当然おかしい話です。当然市町村の方、市町村と我々県との連携というものが必要になりましょう。特に、NPOの活動実態を見ると、半分以上が市町村内で活動しているんですね。ですから、市町村と非常に密接なかわりを持っている。そのような意味で、ある意味では県と市町村の役割分担というのが出てくるのかなと。いずれ、我々行政としては、同じ行政を行っているわけですから県と市町村は連携をしなければいけない。それから、当然言われているのが企業とのパートナーシップというふうなこと。大友さんの意見をいろいろ聞きながら、我々行政として企業側とどのようなパートナーシップを規定していけばいいのかなということここで議論をしていただき、我々はそこで勉強したいというイメージでございます。

会長 よろしいですか、斎藤委員。

お願いします。

遊佐委員 今ご質問があった件なんですけれども、普通一般に県がつくる条例は、市町村に言及する場面で「市町村の責務」とうたっております。ただ、今回のNPO促進条例は「市町村の役割」という表現にしているんですね。これは、一番やはり活発に活動していただきたいのは、県よりも身近なといいますか、地域社会に密接にかかわっている市町村に活動していただきたいということで、その自主性を期待するというふうな意味もあったわけですね。県で何か決めたことを市町村に押しつけるのではなくて、このような方向でいかがでしょうか、ご協力いただけませんかというような呼びかけを県からしていただくということで、この部分でも県から市町村に、ここでもし決まれば、こういう方向でやっていただけませんかというようなやわらかい呼びかけになるということだと思います。

会長 今のお話、昨年度の宮城県のNPO活動促進策に関する提言の中でも、今日後で出てまいります計画にかかわる提言が幾つか出てきたと思いますけれども、今の市町村との関係あるいは企業とのかかわり、そのあり方についてはまだまだ検討が不十分なところがあるかと思っておりますので、ぜひそのあたりは基本計画の検討の中で十分ご議論いただければと思います。

ほかに。紅邑委員。

紅邑委員 第2条のところで、「促進委員会は、次に掲げる基本事項について調査、審議し、その内容について知事に意見を述べるものとする」というふうに書いてあるんですけれども、例えば、ここの中でいろいろ議論が出てきてこういうことについて調査をした方がいいなというよ

うなことが出てきた場合、先ほどの今年度の予算としてこういったことをやりますということである。いろいろ予算の数字が出ているんですが、その中で例えば、例えば情報提供の事業とかさまざまになっているんですけども、こういった予算の中に組んであるものとしてこの調査についての資金というんですか、そういった手当というものがされているのかどうか。そういうことに対して財源があるのかどうか。

会長 今紅邑委員から、新しい調査研究課題が出てきたときに、例えば今年度そういったものを受けとめられる予算措置が可能なのかどうかというあたりのご質問ですが、いかがでしょうか。

事務局 この促進委員会の意義自体が、やっぱりそういうふうな非営利活動促進のためにいろいろご審議願うわけですから、そういうふうな調査が必要でしょうという意見がこの委員会として、その総意として出れば、我々もそれを尊重して実行したいとは考えていますが、いずれ予算の枠内で我々も動かざるを得ないので、その辺については要求をしたいと考えています。ただ、残念ながら、県の財政システムが、いつ要求があってもすぐ応えられるというふうな非常に柔軟なシステムではございませんので、限られた予算の中で動くという限定がございますので、時期については、場合によっては早急にはできなくて、例えば来年度の事業として考えてみたいということになると思います。

会長 ということは、少なくとも次年度には反映できるという可能性があるということですね。
佐藤委員、お願いします。

佐藤（和）委員 関連もちょっとあるんですが、全体運営要綱と今後の開催予定を見ていますと、基本計画案というものを検討するのがまず第一義の我々の仕事であってというような感じが何となく見えるんですが、これはそれでよろしいんですか。その他オプションとして促進施策について議論をするというように見えるんですが、そういう位置づけでよろしいのかどうか。委員の皆さんにその辺のコンセンサスがないと議論がちょっと散漫になるかと思えます。

会長 そうですね。この委員会の位置づけ、今年度の位置づけにかかわるかと思えますので、それはご説明いただいた方がいいかもしれません。

事務局 この促進委員会は、先ほども設置趣旨でお話したとおり、第16条の規定で促進にかんする基本的な事項を調査、審議しますよと、意見を述べますよというのが条例で規定されています。そうすると、基本的な事項というのは何なんですかというようなことになると思います。それで、この条例の中で、今度は第9条を見ていただきますと「基本計画」というのがございます。この第9条で、促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本計画を策定す

るとありまして、その基本計画の中には、第2項で次に掲げる事項を定めるものとしますとあって第1号から第8号までいろいろと書いてあるわけです。条例の構成自体が、まずその具体的な促進を図るために計画をつくりなさいと。計画にはより具体性を持たせなさいというふうに条例で規定されているわけですね。

ですから、そういう意味では、県が促進を図るには、やはり条例あるいは昨年ちょうだいしました提言で、実際の活動のバックボーンとしては基本計画というふうなものがあると思います。そういう意味では、促進が具体的には基本計画に全部収斂されるというふうには解せません。

ただ、その後、2番目の、施策がオプションであるとかというようなことではなくて、施策がなければ基本計画とは言えませんので、あくまでもその総体としての基本計画というふうにご考えております。回答になっておりますでしょうか、佐藤委員。

佐藤（和）委員 この第9条の中身にある基本計画というのは、第2項の第1号から第8号まで検討しないとそろわないものなわけですよ。ですから、そういうふうなとらえ方をするとどうもこのスケジュールの立て方そのものが若干説明不足という感じもしています。

つまり、今後の促進施策についてと基本計画案に関する話が何となく分かれているようなイメージがあるので、実は基本計画案をつくるためには、ここの8つの話を全部我々みんなで協議して、調査して、審議しなければいけないというのが基本なんだろうと思うんですね。それでいいわけですよ。

事務局 これは、場合によっては、協議事項の3番目の基本計画の中でこんな議論をすればいいのかなとは思っています。というのは、それが基本計画の構成の問題でもあるかもしれません。個別の施策があって基本計画というのができるのか、あるいは基本計画というのは基本の方向性あるいは方針なり考え方というものをつくって、それから、それに則った具体の施策というようなものを展開するのかということで、後でご審議願う基本計画には、基本的には基本目標とか基本の方向性などを規定して、それから、その後により具体のものをというふうに考えておりますので、その辺はいかがでしょうか。

会長 言葉の定義との関係もありそうですが。

佐藤（仁）委員 会長にまとめていただかなければならないと思うし、あと、部長の考えを示していただかなければならないと思いますが、私はこういう理解で委員をお引き受けいたしました。

一つは、この条例に基づきまして知事が基本計画を立てなければならぬと。この基本計画を立てるに当たって、県民といいますが、皆様方からの意見を聞いてその委員会を構成をして諮問

をしたいということで、要は、この委員会は活動促進の委員会であるけれども、その委員会のもとに基本計画を宮城県としては諮問をするのだということに相成るだろうと思います。その諮問事項について、我々としては調査研究が必要でありますし、委員会として、会長のもとに判断されてもう少し調査研究をして、その基本計画を立てるに当たって必要な事項について会議の開催等も変更されるものだろうと、このように受けとめております。

そのような関係からいくと、大変申し訳ありませんが、今専門監が答えられたような具体的なことに入ってまいりますと、この委員会の諮問委員会としての機能が見えなくなって、何か活動なり促進なりのきめ細かなことに対しての活動について個別の問題になってしまう必要が出てくるだろうと思います。もう少し、やはり基本的な計画を立てるという観点から、調査研究になってくると細かなものも出てくるということの理解が必要ではないだろうかと、こう思うんです。

それで、今の時点で協議されているのはこの委員会の運営に関してでありまして、傍聴者の問題、この会を進めていく上での基本的な運営について今議論をされているわけでありまして、もう少し、ここの運営要綱については運営についての意見に終始をしていただいて、次に進んでいただいて、またフィードバックしてもいいですから、その辺あたりを整理された方がわかりやすいかと思って聞いておりました。

会長 ありがとうございます。

今佐藤委員からご提案がありましたように、基本的にはこの部分では運営要綱についてご了解いただいて、次の中身の議論に進んだらいかがかというご提案でございますので、いかがでしょうか。佐藤和文委員、いかがですか。議題の？、？に入るに当たって何か支障ございますか。

確かに、運営要綱の第2条のところに基本計画と施策というのが分かれて？と？に挙げられておりますので、厳密に言えば基本計画と施策の言葉の定義を少し整理はしなければいけないところはあるかと思いますが。

佐藤（和）委員 それはいいんですが、一言だけ。

運営にかかわる基本的な話だと思うんですね。つまり、この会が諮問委員会、諮問を受けて了る場なのか。あるいは、そうではない。この条例を見ますと必ずしもそのように見えない。もうちょっと別なイメージの委員会なのかなという表現も見えますよ。ですから、単なる諮問のための委員会ではないようなイメージがあるので、そこを間違えるとパワーのかけ方が全然変わってくるんです。その辺の骨子的なところだけでも少しまとめていただいた方が。

会長 遊佐委員、よろしいですか、今と関連して。

では、事務局の方から。

事務局 この条例の読み方では、諮問機関というよりは審議機関と考えています。諮問というと、知事あたりからこの問題について諮問をするので審議してくれということなんでしょうけれども、条例の規定を見る限りは、諮問を受けてという場面もそれは出てくるでしょうが、どちらかというとは諮問というよりは審議する機関というように考えられますが。

遊佐委員 何年かたっているんなことが決まって動いていけば、改めてこの委員会に知事からこの問題について検討してくださいという諮問がなされることになると思うんですが、スタートなものですから、とりあえず検討しておかなければいけないのがあって、それが基本計画であったり、今日出ておりますのはNPOプラザのことであったりということだと思えますね。

だから、今はやっぱり、当面ここに課題としてあるものを検討する、そしてまた、その上で、先ほどおっしゃったオプション的にはさらなる施策としてはどんなことがあるかというようなことまで検討いただくということになるのではないかと思います。

会長 よろしいですか。

お願いします。

紅邑委員 この条例の中で一番大事なのは、この骨格になる基本計画をつくるということだとは思いますが、ただ、せっかくこういった場がある中で、NPOの問題というのはとてもフレキシブルに対応していかなければいけないというようなことが結構あるかと思います。

その中で、とても細かな問題についてここで議論をするというようなことはなかなか難しいと思うんですが、大きな枠組みに影響するようなことがこの中でいろいろ議論として出てきたときは、やはりそのことはこういった場で上手に取り上げて審議するとか、そのようなことの場合としてもこれはとてもいい機会ではないかと思うので、今必要とされている条例の第9条第2項の第1号から第8号以外でも、またそれと絡めて、フレキシブルにもう少し大きい枠で取り上げた方がいいというようなことがこの中で出てきたとき、それなりに対応していくというようなことでいいのではないかと思います。

会長 今紅邑さんからご提案がありましたことについては、条例の第9条第2項の第8号である「前各号に掲げるもののほか、民間非営利活動の促進のために必要な事項」というところに入ってくるかと思いますが、それは当然そういったことも検討していくべきだろうと思いますので、そういう解釈でよろしいかと思います。

いかがでしょうか。この運営要綱につきまして、この内容で先に進ませていただいてもよろしいでしょうか。

それで、今紅邑委員が言われたように、新たな課題等が出てきたときには、その都度、やはりこの場でもご審議いただくというようなことで進ませていただきたいと思います。

それから、もう一つ、傍聴要領がありました、これにつきましてはよろしゅうございますか。

それから、開催予定につきましては、？の八に今後の開催予定というのがありますが、先ほど兵藤委員のご質問の際にお答えいただきましたけれども、事務局の方としてはこれに何か補足されることはありますか。

事務局 おおよそ、こういうふうなスケジュールではいかがでしょうかということでございます。

会長 資料8の開催予定、先ほどご説明ありましたけれども、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

？ N P O活動促進中核機能拠点の整備について

会長 それでは、？の議題に時間をとられて時間が押してまいりましたけれども、？のN P O活動促進中核機能拠点の整備についてという議題に入っていきたいと思います。

資料につきましては、事務局よりご報告願います。

事務局 すみません、事務局の説明が長くなっていて失礼いたします。

手短に、まず中核機能拠点について説明させていただきたいと思います。資料の9を見ていただきたいと思います。

こちらに「中核機能拠点の整備について」とありますけれども、まず経緯ですが、拠点整備につきましては、昨年11月N P O活動促進検討委員会から知事に提言が出ております。また、12月の議会で制定された促進条例におきましても、こうした拠点を整備することというようなことが定められております。時期については特定されていませんでしたが、宮城野区の旧県立図書館跡の再利用ということで進めてまいりました。そして、今年の5月、6人の委員で構成されるN P O活動促進中核機能拠点整備検討委員会を設置いたしまして今まで討議を重ねてきた次第でございます。

委員でございますけれども、委員の方々は、本日ご出席の山田会長、それから大木副会長、それから佐藤和文委員、それからM I Y A G I子どもネットワーク代表の小林純子さん、それからせんだい・みやぎN P Oセンターの加藤哲夫代表理事と、それから、行政から私（樋口環境生活部次長）が一人入っております。

5月以来、5回の検討委員会と2回の意見交換会ということで7回ぐらい討議を重ねて、8月9日に報告書ができております。

名称ですけれども、これは仮に「みやぎNPOプラザ」としてございます。

所在は、先ほどの宮城野区の旧県立図書館跡1階部分でございます。2階、3階は、公文書館に使うというように考えております。

?の機能ですが、実はこれは、昨年の宮城県のNPO活動促進策に関する提言に割と詳しく拠点の機能について触れられております。そこに書いてございます機能をベースにして、さらに討議を重ねたということでございます。

主な機能が、高度・専門サービス機能。それからもう一つ、参加・創造・ふれあい機能というふうになっております。それに加えて、全県的なNPO活動促進の拠点であるということ。従いまして、地域のNPO活動センターとも連携していくということ。それから、市民の方たちと一緒に作り上げていく市民創造型のセンターであると、そのような特徴を持っております。

?の管理運営ですが、これは関係するNPOの方たちの自主性を尊重しながら一部をNPOに委託するなど、設置者である県とNPOが運営協議会を設置して連携して運営する、これをパートナーシップ運営というように私どもは呼んでおります。

大きな2番、今後の取り組みですが、そのスケジュールどおり、平成11年9月、皆様に審議をしていただきまして、平成11年度に耐震補強及び改修工事設計、平成12年度に耐震補強及び改修工事、そして平成13年度にオープンというように考えております。

では、主な機能ですが、皆様のお手元にありますNPO活動促進中核機能拠点整備に関する報告書を見ていただきたいと思っております。

比較的まとまっておりますのは、2ページ目なんですけど、こちらを見ていただきたいと思っております。

?機能・施設・運営主体となっておりますので、それぞれの機能に合わせてどのようなものを細部にわたって整えていくかということが書いてございます。

まず初めに、高度・専門サービス機能ですが、二つ、?情報機能と、?調査研究機能というふうに置いております。

情報機能に関しましては、1)全県・全国、海外のNPO情報の収集と提供、2)みやぎNPO情報ネットの構築、3)情報・研究ルームの活用となっております。

それから、?の調査研究機能に関しましては、みやぎNPO学会の結成、関係者の連携と政策の提言ということで、施設に関しましては情報研究ルームをつくることとなっております。

それから、運営主体は情報分野を得意とするNPOということで、みやぎNPO情報ネットというようなものを立ち上げてはどうかということと、それから、研究調査に関しましては、みや

ぎNPO学会というものを立ち上げてはどうかということになっております。

それから、大きく分けた機能の2番、参加・創造・ふれあい機能ですけれども、?としてインキュベート(育成)機能。これから育てていくNPOの方たちの支援ということでございます。活動の場の確保と生きたNPO情報の提供、NPO間の連携と協力、相談・コンサルティグ対応。こちらについてはインキュベートルーム等を設置する。運営は、利用するNPOの自主的運営で、(仮称)NPO町内会をつくって運営するという案でございます。

?は交流機能。交流サロン、ボランティア情報やイベント案内の提示、コーディネートということで、交流サロンを設ける。運営主体は、自由に利用していただくということと、NPO町内会にコーディネートを任せるということになっております。

?がふれあい機能。これは常設ショップ・喫茶ルームなどを設置しまして、市民事業・NPO的起業の支援を行うということ。そして、運営主体はショップや喫茶ルームの運営を目指すNPOということで、バックアップ体制として市民ショップ研究会というものをつくろうということになっております。

そして、?の共同利用機能があるということでございます。

それから、もう一つ。機能の3番としてつけ加えますと、県の事業の実施ということで行政とNPOのパートナーシップの構築。これは、NPO法施行の事務、各種活動促進事業とか拠点施設の管理運営事務などがございます。運営主体は生活・文化課NPO活動促進班ということになっております。

特徴をもう一つつけ加えますと、前の方に行っていただきまして、目次の左側になりますけれども、ここに図が書いてございます。各機能とその担い手等でございますけれども、高度・専門サービス機能、参加・創造・ふれあい機能というものをつくり上げていくために、説明でも申し上げましたけれども、みやぎNPO情報ネット、みやぎNPO学会、市民ショップ研究会、NPO町内会といったようなものを市民の方たちに立ち上げていただいて、市民の方たちが自ら参加してつくり上げていく拠点になっていければというような提言になっております。

さらにつけ加えますと、設備・内装に関しては、皆さんの、市民の方たちの意見を聞くために、建築・設計のためのワーキンググループというものを今後立ち上げていきたいというような内容になっております。

これに関しまして、今後こうした拠点を中心に、NPOをサポートするようなグループを立ち上げながら展開していくこと。これからでございますので、こうした点に関しましても皆様のご意見やご提言をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

今、NPO活動促進中核機能拠点の計画に関しまして、資料9を中心にご説明をいただきました。今年度前半に委員会をつくって検討された結果がここに示されておりまして、皆様のお手元にも事前に届いているかと思えます。これにつきましてご検討いただきたいと思えます。

何かご質問は。どうぞ。

北條委員 質問ですが、ここにあるみやぎNPO学会というものに関しては、ちょっとイメージがわからないといえますか、どういうことをするのかご説明いただければと思えます。

事務局 では、山田会長の方をお願いしたいと思えます。

会長 これは私が言い出したもので私にご説明しなければいけないかと思えますが、やはり、宮城県が整備します、サポートセンターになりましょうか、こういったものは、当然他の市町村、自治体が整備するものと違って、高度な情報あるいは高度なノウハウ、あるいは調査研究にかかわる機能、そういったものが備わっていないとその機能が十分発揮できないだろうという観点でこれが提案されたわけです。これは、県が人員を確保してこういう高度調査研究機能を整備することも考えられるわけですが、財政的なことも考えますとなかなか難しい側面もある。そういったことから、できれば、むしろ積極的に、宮城県あるいは県外の研究者の方、あるいは大学院の皆さんがここを情報交換などを行う拠点にすることによって、結果的にその成果をこの中核拠点を通じて、提供なり、あるいは拠点における指導等にかかわってもらえるような、そういう場をつくったらどうかということをご提案しました。そのためにこのみやぎNPO学会というものを設置して、ここに事務局を置いて、このNPO学会自体もできればNPO法人化をしたらどうかというような提案をしたところで、これから関係の皆様方にお声をかけて組織化を図っていったらどうかというような趣旨のものでございます。ただ、中身はこれから検討していかなければいけないと思えますが。

北條委員 「学会」となりますと、非常に皆さんはなじみが薄いものだと思います。特に、NPOというのは市民参加でやっていくのに対して、いろいろ今後のあり方などを学会で発表するといふような感じで、すごく堅苦しく感じるものだから、私も研修者で、環境の研究はしておりますけれども、この学会というのはなかなか私にはなじみがないような感じがします。もう少しやわらかい、例えば、情報交換みたいな、交流の場をつくらうという感じで、もうちょっと名称を変えて、だれでもちょっとそこへ行っている議論なり情報交換ができるような、しやすいようなネーミングにしてはどうかという気がいたします。具体的に、こういうようなネーミングがいいというのは、ちょっと思い浮かばないんですけども。

会長 わかりました。情報に関しましては、先ほどお話がありましたように、そういう検討組

織をつくって、みやぎNPO情報ネットというものを検討することになっておりますので、それに対して、比較的調査研究機能を重視した成果をここで提供できるようなというような趣旨もありまして、思いつきで「学会」という名称にしたわけですが、基本的には、いわゆる学会ではなくて、地域密着型の、あるいはNPOと密着した、従いまして会員自体も研究者だけではなくてNPOを実際に実践されている方も含めた会にしていきたいと思って、委員会でもそういうご理解をいただきました。しかし、今ご提案がありましたように、必ずしも「学会」という名称がいいのかどうかというのは疑問のあるところでもありますので、確か今月そのためのワーキングがスタートしますので、その中で、そういうご意見も踏まえながら名称等については再検討していくべきかと思っております。ということで、まだそれに関しては検討不十分でございますので、今のご意見も含めながら検討していきたいと思えます。

兵藤委員 2点ほどお聞きしたいことがあります。

NPOに対して県が支援するということは、この社会で、言うことはないんですけども、NPOが、それぞれ社会に参加することがとにかく必要だという認識に立って、法令もできているし、支援もされるということだと思います。そういう中で、今まで見ますと、既にあるNPOを対象にしたというイメージが強いですね。それは一ついいんですけども、いま一つ言いたいことは、新しいNPOの芽というのがすごくあるんですよ。新しいNPOがこれからどんどんできてくる、その芽を育てて実力をつけさせるという、そういう目線での対応というのも、県がつくる施設やの施策に、そういう発想の仕方もどこかに取り入れていただいて、その対応も必要ではないかなというふうに思います。

それと、もう一つは、先ほど斎藤委員が言われましたことと全く同じことなんですが、実際地元といいますか、農村部でNPOをやっておりますと、市町村とのパートナーシップという言葉で済ませますけれども、NPOが考える市町村のパートナーシップと、それから市町村の職員が考えるNPOのパートナーシップというのは、全く別物なんですね、体験するとよくわかるんですけども。その全く別のものを全く同じものにしていかないと、本当のパートナーシップは築けないわけです。

どういふことかといいますと、パートナーシップ論というのはすごく大切なことで、住民団体、NPOと行政の本物のパートナーシップがあればあるほどこれからの社会に対する責任が果たせるという、そういう立場に当然立っておりますから、その部分で、市町村を責めるというわけではなくして、今までの時代の流れの中にNPOとパートナーシップを組むんだという、一緒にやっていく時代が来ているんだという、そういう認識を市町村にきちっと持ってもらう。そう

いう取り組みを、これもどこかの機構の中に入れていただいた方がより宮城県のNPO促進ができるというふうに思います。なかなか時間がかかる問題なのかもしれませんが、NPOの芽を育てるための施策ということとパートナーシップ、論が違いますけれども、それを一つにして本当に一緒にやっていくことが社会に貢献するんだという、新しいというかごく当然の発想なんですけれども、そういう部分での取り組みももう少し見える形でしていただければなというふうに思いました。

会長 ありがとうございます。

今非常に重要なお指摘をいただいたと思います。

一つは、NPOの新しい芽と申しますか、あるいは底辺を広げていく、そういった部分に対する対応が一つ必要ではないかということ。もう一つは、市町村行政に対するNPOへの適正な理解・認識、そういったものを広げる、そういう活動が必要ではなからうかと。これは基本計画全体にかかわってくることもかもしれませんが、やはりこの中核機能拠点の中で、それを少しでも推進できるようなものを組み込んでいくべきではないかというご提案かと思います。

これは、精神的には当然あったかと思いますが、これをより具体的にさらに詰めながら実現していく必要があるかと思います。運営方式に関してはまだまだこれから検討がされるかと思うので、その場で今のご発言を踏まえて運営方式を詰めていくということにはぜひしていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

お願いします。

秦委員 私たちの団体がNPO法人資格をとるときもそうでしたけれども、いざ、小さな問題にぶつかったときに、その問題を県のどこに持っていったらいいのか、市町村の行政の方にどこにこれを尋ねたらいいのか全くわからない状態なんです、初めてぶつかる問題ですから。そういうときに、NPOに関することは、行政だったら、県庁だったらここに行けばすべて、これはここに行きなさい、これはここに行きなさいと適切な対応をしていただければすごくありがたいですね。本当に私たちの会はボランティアで、専従の事務員というのがいなくてみんな仕事を持ちながらやっているんで、自分の時間を仕事の合間にとりながらすることの方が多いので、一つの問題に1週間も10日も、下手をすると1カ月もかかってしまうというような時間の割り方では、これから先、会の運営自体がもう危ないような、専従を置かないと無理かしらというところまで来ているんですね。ですから、県の方の対応、あと身近な市町村の方の、どこへ行ったらすべてがわかるというようないろんなNPO団体の人たちの問題を個々に取り上げてもらえるような大きな場所というんですか、そういうのもあったらすごくいいと思います。

会長 お願いします。

副会長 私もこの中核拠点の検討委員会と申しますが、そこにかかわりまして、先ほどから兵藤委員、秦委員がおっしゃったことと同じようなことを話した結果でもないかと思いますが1ページのところに中核機能拠点の概要というのがございまして、このところに、目的のところではNPOの支援と活動促進、NPOの社会的認知の拡大、パートナーシップの確立というようなことがあって、そして、左の方に、参加・創造・ふれあい機能ということで、インキュベート、要するに新しい芽を育てる、あるいは先ほど秦委員がおっしゃったように、やっと法人化したもののこの先どんなふうに動いていったらいいかわからないと、そういう場面というのはいっぱいあると思うんですね。多分、NPO法人というのは、行政の方から見れば何て頼りのない存在だろうという感じにどちらかと言えばなってしまうわけですがけれどもそこで終わってしまったのでは何の意味もないということになるわけですね。それで、このインキュベートの中に、活動の場の確保と生きたNPO情報の提供であるとかNPO間の連携と協力だとか、相談・コンサルティング対応ということでマネジメントのことやら組織を固めていく方法であるとか、いろんなことについての相談を受けられるようにしようとか、同じく悩みを持った人たちが交流機能としていろんな話題を提供したりしていこうといったようなことをここで用意をしてやると。左の方にはかなり専門的な情報機能、コンピューター機能を活用した情報ネットワークであるとか、学会に関連した調査研究機能などがありながらも、右の方には本当に私たちが望むようなものを用意する。しかも、これはあくまでもNPO自身が主体的にやっていこうというものです。確かに、場の提供であるとか一定の資金的なことについては県の方の支援も必要とされるかと思いますがけれども、NPO自身の活動としてやっていくということでは大きな意味があるのではないかと思います。

会長 今、副会長からご説明がありましたように、秦委員が言われたいわゆる相談対応の機能これは、この資料の1ページにありますそれぞれの部分で対応できることを十分検討されているのではなかったかと思しますので、期待に応えられるものになるのではないかというふうに思っております。

お願いします。

斎藤委員 今のことにしてもなんですけども、例えばこのみやぎNPOプラザをそういう問題を解決する場所にしたりしても、私たち地方から来る者にとっては、仙台までわざわざ時間を割いて来られないんですよ。私もそういう問題にすごくぶつかってまして、これからのNPOというものは企業的な考えがないと続かないなと思ったものですから国際協力ショップをつくったわけなんです。そこで収益を自分たちの力を出して、そして専従でいる人たちに若干でもお金を、ア

アルバイト的な、ボランティア的な金額なんですけれども、そこに専従でいてもらってフォーラムの事務運営をしてもらうという形になっているんです。そういうことをやっているんですが、このNPOプラザというものにそういう相談・コンサルティングなどの対応を期待しているわけなんです。前に話が戻りますけれども、やはり地方から来る者にとってはその時間がとれないので、私たちのような拠点が無い人たちは、やはり市とか役場とか、そちらの方をお願いするしかないんですね。ですから、一つの提案なんですけれども、こういう委員会の傍聴席にそういう市町村の方を招いて聞いてもらうということも一つではないかと思います。

会長 先ほど兵藤委員からもありましたように、それから、ただいま斉藤委員からもありましたように、市町村の理解を求めていくための具体的な施策と申しますか、それに対してもう少し詰めていかなければいけないかと思います。後段では、その一つのご提案をいただいたと思います。それから、もう一つ。遠隔地のNPOなり市民活動団体は、直接このセンターを活用するというのには非常に難しい問題があるということは、この施設の検討委員会の中でも議論されました。そのためにもぜひこの情報機能、情報ネットというものを充実させて、それを提供していけるようにということで検討されてきました。佐藤和文委員、何かその点で補足がありましたらお願いします。

佐藤(和)委員 この辺が一番難しいところ、私も一応その議論に参加させていただいて、ずっとどうしたらいいかなと思いつけています。つまり、仙台とその他の地域、NPOにとってメリットになるような、これはいいものだと思ってもらえるようにするにはどうしたらいいか。これは委員会の中でも随分議論が行われたと思うんですが、私が一つ認識しているのは、やはりこのみやぎNPOプラザ自体が情報の塊であるということは間違いのないわけですね。具体的にNPO活動をするNPOがそこにあるということでもそうなわけです。問題は、その情報をどういう形で伝えたらいいかという手段の問題として、今とりあえず情報通信を使ったもの、これはぜひやらなければいけない。ちょっと先の話を考えて、お金がかかったり人手がかかったりエネルギーがものすごく要るんですが、情報通信というのは避けるわけにはいかないというのが一つあります。ただ、問題は、情報通信の仕組みみたいなものを利用できるNPOというのはごくわずかであるということです。実際はパソコンすらない人たちがいっぱいいるわけで、私も一応情報通信の方の仕事をボランティアでこれからずっとやっていくつもりではいるんですが、やはりそういう情報通信プラス、ペーパーレベルでの情報発信というものをこのプラザからなるべく迅速に、しかも臨機応変にいいものを情報発信できるような仕組みづくりというのがどうしても必要だと思っています。

実は、昨日、幕張でコンピューターとかインターネット関係の大エキスポがありまして、そこへ行って何か目新しい、ペーパープラス電子メディアという組み合わせによる情報発信の仕組みがな

いかということで一応リサーチしてきたりしています。それから、ペーパーレベルで今活動しているNPOというのが大半だと思いますので、そういう情報通信を使って情報を蓄積したものをペーパーレベルでもどんどん出せるような仕組み、こういうものを何とか開発できないかということでいろんな形で考えています。少なくとも電子メディアだけではだめだと、これははっきりしていますので、ぜひ皆さんの知恵を貸していただきたいと思っております。

会長 事務局からお願いします。

事務局 先ほどから市町村との関係が出ておりますけれども、去年は市町村の職員の方たちを招いて、県の講堂でNPOについての会合を一度持ちました。200人ぐらいの方に来ていただいたかと思えます。それから、去年はNPOなんでもフォーラムを7圏域全部でやりまして、1部、2部、3部という形で、1部は現役の市町村職員の方々をお招きして、NPOとは何だとか行政とNPOとのパートナーシップのあり方とか、そういう会合は持っております。今年になってまだそうした事業をやっていないんですけれども、必要ということであれば、また、これから組み立てていきたいと思えます。

それから、あとは地域の方で、NPOの方たちがやはり活動拠点が必要ではないかということで、今年モデル地区といたしまして古川、石巻、気仙沼の3圏域、そちらの方のNPOの方々に、地域でNPO活動促進のためのセンターをつくるとしたらどのようなものが必要かということ委託調査という形でお願いしておりまして、これから報告が出てくるというようなところになっております。そちらで出てきましたものと、それから中核拠点を結びつけるような形で展開していけたらというふうに考えております。

会長 ありがとうございます。今のお話は、昨年度の活動促進策に関する提言の中に盛り込まれているわけですが、要するに、いわゆる中核拠点だけではなくてサブセンター、これは圏域ごとに整備していこうという提案がされております。それと、今言われましたように、この中核機能拠点を連携をとりながら整備することによって、地方においてもサービスが十分提供できるような形を整えていこうという方針は盛り込まれているかと思えますので、情報の対応等含めて、その点は当初から十分に頭に入れながら検討されてきたかと思えます。

紅邑委員、どうぞ。

紅邑委員 実際、今石巻と古川と気仙沼でモデル事業ということで調査を行っているということですが、モデル地域だけではなくその他の地域も、中核機能拠点とどのようなつながりを持って機能を果たしていくのかということは、ここだけの話が進んでいてもなかなか見えにくいので、やはりほかの、例えばモデルで今進んでいるところの進捗状況といったようなことなどもそれなりにこ

ここでいろいろご報告をいただきながら検討材料にさせていただくと、非常にこれから私たちが話をする際に役に立つのかなと思いました。

それから、中核機能拠点について、2回の意見交換はいずれも仙台で行われましたが、それをやっぱり少しローカルの方まで足を伸ばして、その中核機能拠点とローカルのサブセンター的なものとの位置関係ということをもっと地元のNPO方たちと話をするような機会をつくるということも、単にそこに調査を任せているだけではなくて、そういった場をつくるということがあると、地域の声をもっともっと吸い上がって、中核機能拠点であることの役割ということが具体的にになってくるのではないかと思います。

それから、もう一つ。私が今まで皆さんのご意見を伺っていて、行政にいろいろ求めるのもいいんだけど、民間でできることも幾らもあるのではないかと。そのことをすべてこの中核機能拠点におぼさってしまうということではなくて、例えばいろいろな情報提供ということでは、民間でもそういった活動をしているNPOがあつたりしますので、そういったところとの役割分担ということ、この中核機能拠点がどういうふうにイメージしながらその役割を果たすかというようなことも、検討する中では考えていかなければいけないことではないかと思います。

斎藤委員 石巻が、モデル地区になっているということなので、ちょっと今の石巻の実情を説明させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

今、石巻の青年会議所で、一生懸命NPOを勉強しようとして公開勉強会なども開いてやっております。この間も公開勉強会の第5回目までやって一通り終わったわけなんですけれども、最後に加藤哲夫さんに来ていただいてお話しいただいて、それで一応最後で締めくくって、今度22日に、また皆さんでNPOを勉強しようということで会をやるわけなんです。その中で私もちょっと若干時間をいただいて話をさせてもらうことになっていたんですけれども、やはり県の方とか、いろいろ今NPOということでもずんずんずんずん進んでいっているわけなんですけど、実際NPOとは何なのかと言う人の方が多いですね。行政というか、市の方もそうなんです。それで、私たちのところに聞きに来る状態なんです。国際交流をやっている関係で、市でつくりました国際交流協会の担当の方も、国際交流って何をしたらいいんだろうということで私たちの方に相談に来ることが多くて、NPOも同じなんです。

それで、こういう審議会のほかにも一般的な方たちの傍聴席とかをもっともっと増やして、いろいろな形で何回も勉強していかないと、なかなか浸透しないものではないかと思います。アンケートをとったから理解があるんだろうとか、そういう簡単なものではないと思うんですね。NPO関係者も、私たちが初めいろいろなNPOがあつていろいろな問題が出てきて、それらを何回も話し

合って、そして少しずつ年月をかけてつくっていくものではないかと思います。ここだけではなくて、何回もそういう一般市民を対象とした勉強会を、もし県の方でできるのであれば何度も何度も繰り返して根気強くやっていってほしいなと思います。

会長 時間は5時までというお話でしたけれども、延長いたしますが、なるべく30分以内に終わりたいと思います。

今重要なお話が三つ出たわけですが、一つは紅邑委員から、各地の情報を、サブの立ち上げにかかわる情報をもっとこの場で提供するような形で、それを含めて議論をしていくべきではないかということ。これは、この中核拠点だけではなくて基本計画にもかかわってくることだと思しますので、今後そういう情報提供をお願いしたいということ。

それから、2点目は、やはり紅邑委員の発言で、NPOが参画した運営のシステムをというようなことを言われたわけですが、それはまさにそういった意識で、ここに挙がっております各部門ごとに情報、それから調査研究、先ほどのNPO学会もそのためのものであるわけですが、あるいはインキュベート機能もNPO自体が自主運営をするというような形で、ワーキングを、これは自主的に進めておりますので、それに近い方向で進んでいるかと思えます。

それから、今斎藤委員からお話があった、これは私もいつも実感しているんですが、基礎的な話はもう終わったということではなくて、やはり繰り返し繰り返し基礎的な、基礎講座と申しますか情報提供をしていかないと、なかなかNPOの底辺が広がっていかないと私も痛感しております。ぜひこういった取り組みはこの中核拠点の中でも展開していくべきだろうし、それから、基本計画の中にも盛り込んでいくべきではなからうかというふうに思っております。

お二人、先ほど手が挙がっていたかと思いますが。どうぞ。兵藤委員から。

兵藤委員 別な機会に言おうと思ったんですが、ちょっと関連がありますので。

中核拠点施設ということなんですが、私たちいわゆる郡部側の人間から言いますと、仙台市では仙台の支援センターがあり、全県的な形でせんだい・みやぎNPOセンターもあり、今度のNPOプラザも仙台市にあるということになります。そのことは決して悪いと言っているわけでも何でもないんです。宮城県の人口の半分は仙台にいるんですけれども、それ以外の地域に対する対応、その部分の明確化というのも県の役割ではなからうかというふうに思っているわけです。どうしても施設に近いところの人たちは利用するし、その機能の恩恵を受けやすいけれども、離れたところではなかなか情報だけではなくすべてが伝わらないというふうなことがありますので、中核拠点施設だけではなく、これから先、6圏域に対してNPOに対する拠点というものも積極的に進めて、仙台市以外の部分を埋めていくという努力をお願いしたいということが一つ。

それと、NPOを分けるということは至難の業なのかもしれませんが、福祉とか環境とか教育とかまちづくりとか、そういうふうな専門性のあるNPOがあるんですね。専門性のある中でなおその専門性が深くなるということもありますけれども、そういう同じ専門性の人たちが、例えば拠点施設の中に福祉関係の人が見えたときに福祉関係は大体そこでわかると。県内の福祉関係のNPO団体がどうなっているかと。まちづくり団体がどうなっているかと。それから、環境問題は、宮城県内のNPO団体がどういう人たちがどのようなかわりをしているかというようなことが、このNPOプラザに行くことによってそういう情報も得られるというようなものも実際はすごく必要ではないかなというふうに思うんです。一人の人がいろんなNPOにかかわっていることもありますけれども、大概はやっぱり、きちんと目線に合って自分の感覚に合ったものに一生懸命になってやっているという人の方が多いので、そういう人たちに対する対応というもの、そういうふうな形の専門性というもう一つの面からのプラザの機能というものも考えられるのではないかなというふうに思います。以上です。

会長 今一点目に言われました各圏域ごとの拠点については、地域の実情に応じた活動拠点の整備をすると、これは後の基本計画案の中にも多分盛り込まれていると思いますけれども、そういう方向で進められていると思います。

それから、やはり今2点目に言われました専門性、これは技術的なものも含めて非常に重要かと思います。そういった意味でも、調査研究機能であるとか情報機能、それに高度性を維持していこうという精神はこの中に含まれているかと思います。これは、実際の運用の中でそういったものを実現していかなければいけないかと思いますが、精神としてはありますし、ワーキングの中ではそういった方向で検討されているかと思います。

北條委員 ? の管理運営の方法のところ、**「関係するNPOの自主性」**の**「関係する」**というのは、何か登録制とか何かがあるのかどうか。

それから、**「その一部をNPOに委託するなど」**という、それも具体的に、例えばどこのNPOが代表としてやるのかとか、ここら辺の管理運営をどういうふうに具体的にしていくおつもりなのか、もう少しお聞かせいただければと思います。

会長 私からお答えいたします。

それはまだ、実は再来週あたりからそれぞれワーキングをつくって検討をしていくことになると思いますが、今動き始めているのは、情報関係は情報にかかわるNPOと申しますか活動されている方が集まって検討していくということになりますし、それから、調査研究機能に関しては各大学の先生方に、あるいは先生方だけではなくてそれ以外にも声をかけて検討していくわけです。

それから、このインキュベート機能であるとか交流機能に関しましても、それぞれワーキングの中で、当面は私たちあるいは関係の皆さんの情報のある範囲でワーキングを構成しまして、それで検討して答えを出していくことになるかと思しますので、まだこの範囲の団体とかそういうようなことは具体的ではないんですけども、なるべく多様なグループの方がかかわって参画できるような方式を考えていきたいということで検討されているわけです。今大木委員の方で検討されているところについてちょっと経過をご報告いただくと、多少今のお答えに近いものが出てくると思うんですが、いかがですか。

副会長 この場に出ていない小林さんという方が、代表といいますか、責任者としてワーキンググループをつくっているんですが、これは手弁当、ボランティアでやっております。幅広く、幅広くと言いましても公募の仕方ということはできませんので、我々が声をかけられる範囲ということで集まっていた方に図書館を見ていただいて、とりあえずこの図面のどこかに出ていますけれども、喫茶ルームとかショップという場所の活用の仕方についてご意見を聞いているという段階なんです。

ただ、当然市民の立場で物を見ますと、私たちが委員としていろいろと検討してきた以上にいろんなアイデアが生まれてきて、というよりは、生まれ過ぎて何かワーキンググループで消化できるかという心配さえ出ているんですが、そんな動きが出てきているということです。多分、いろんなところでそういうふうなワーキンググループが出てくると、いろんな意見をまた反映する場が出てくると思うんですね。喫茶ルームと常設ショップということでかかわっていたんですが、こういうことを既にやっていらっしゃる方、あるいはやろうとしている方が参加をしてくださっているんですけども、ところが、ここだけではなくて、実は設備とか備品だとかそういったことも関連してきますので、そうすると、ここ全体の改装をするというか、建築にかかわるところのワーキンググループにも出ていただいて議論していただかないと進まないというようなことだとか、いろいろ生まれてきております。

ぜひ、皆さんも、あくまでも手弁当、ボランティアではありますけれども、そういったところにもご参加いただければと思います。

北條委員 私の質問は、これは、今後の管理運営ですよ。今検討しているのが今のところあるNPOの方たちに呼びかけていろいろとやっているというのはわかったんですが、今後、例えばそこに参画できるとかNPOプラザを利用できる人が管理運営に当たるというのは、どういうふうに考えていらっしゃるのかということの質問です。

会長 管理運営に当たる主体の側ですか。

それは、今部門ごとにワーキングをつくって検討されているわけですが、多分、その部門ごとから、これはまだ結論が出ていないんですが、人を出してこの運営協議会のようなものをつくっていくことになるんでしょうか。

事務局 県が設置する設備ということで、県の職員もプラザの方には行きまして県の方も運営にかかわるということが一つと、それから、先ほどこちらの報告書の目次の左側を見ていただきましたけれども、ここに「中核機能拠点の担い手」と書いてあるんですけども、高度・専門機能に対してみやぎNPO情報ネットというグループ、それからみやぎNPO学会という仮称グループ、それから、創造・参加・ふれあい機能で市民ショップ研究会というグループ、それからNPO町内会というグループ、この四つのグループを立ち上げていただいて、各グループがその役割に沿って運営にかかわっていただくというようなことを考えています。ですから片方で県での運営ということと、それから、もう一つにはこの四つのグループによる運営、両方でいろいろと相談をしながら全体の運営を考えていこうというようなことになっております。

北條委員 今後、いろいろなNPOが参加してそのプラザを利用するときに、例えば私どものNPOはこういうことに参加したいというような、申し出るというか、何かそういうことでどれかに属して、その中で例えば運営をする協議会を設けて、ここで代表を決めて、この人に運営を一部お任せするというような形と考えるとよろしいんですか。

事務局 これから各グループに、どういう方に参加していただくか呼びかけていただくと思っておりますので、このグループにぜひということであれば加わっていただきまして、その中のメンバーになっていただくということはお願ひしたいと思います。

北條委員 私自身というよりは、今後そのNPOにぜひ加わってどうぞ参画してくださいということは、皆さんNPOの方たちに呼びかけますよね。そして、新たなNPOが出てきたりしますよね。そういうNPOが参加できるようなプラザなわけですよね。そういうときに、じゃ参加したいと、そして、運営にも参加したいというか、そうすると、そこで協議して、今のお話ですと運営するのは今の段階である程度参画しているところでやりますよというふうに聞こえるんですが、そうではなくて、そこでまた集まって、例えば福祉関係のNPOだったらこの方に運営を一部委託しましょうとか、そういう議論をしながら自主的運営をしていくというふうに考えるのでしょうか。

会長 わかります。この組織と申しますか、部会と申しますか、それが固められてしまったらあとの団体はどうなるのかということですね。

それぞれ、基本的にみんな公開というか、開放型だと思います。情報関係も新たなグループを受け入れて一緒にやっていくことは当然可能だと思いますし、学会自体も常に希望者は会員になれる

わけです。

それから、特にNPO町内会、これはいろんなNPOの方がインキュベートルームを求めて入ってこられるということになるわけですが、それを完全に公開で、オープンでされるわけですから、その皆さんで議論をしてこの町内会を検討していくことになるわけですが、今検討しているのは、そのための準備の枠組みをつくっているということと解釈してよろしいと思います。ですから、いろいろな方に公開して、ここに、町内会のメンバーになっていただくということになるのではないのでしょうか。町内会は、きっと役員も毎年変わると思いますし。そのような解釈でいいですか。どうぞ。

佐藤(和)委員 これは、実はアナウンスの問題だと思うんです。つまり、こういう枠組みはペーパーレベルでこういうふうにつくってあるけれども、具体的にここからどうなるのというのがもう少し見えるようにならないと、何が何だかわからないというふうに多分思われるんだと思います。

私なんかも、このNPO町内会というのが実は非常に重要だと思ってまして、先ほど兵藤委員がおっしゃったジャンルごと専門性を備えたNPOがここに入るようにすべきだというのは、私の個人的な意見なんです。報告書そのものにはそれは反映していないんですが、例えばそういう形態をとるのか、あるいは、手を挙げたNPOの方に公開のもとで何らかの基準で入っていただくのか、その辺の具体的なやり方というのはまだ固まっていないのだと思います。それ自身も、参加したいという意欲のあるNPOの方々が集まって、とにかく議論をしていただいたらいいんじゃないかなというのが私の個人的な意見です。そうでないと、つまり、箱だけつくって中身が全然機能しないということになりかねないので、それを一番懸念しています。

ただ、意欲のあるNPOの方々にぜひここに参加していただきたいという四つのワーキングの形態をどこかでアナウンスするという手順が、やっぱり県にちゃんと責任を持っていただいて、我々メディアも協力するというような形で、どこかで一斉にアナウンスをしないとまずいのではないかなと思っています。

遊佐委員 今日、せっかく大友さんがお見えですけれども、委員の皆さんに大変すばらしいプランをつくっていただいたと思っております、また、貴重なご意見が出てまして、そういったものを加味して最終的なものをまとめていただければと思います。

行政とNPOとそれから企業と、今、フィランソロピー、メセナとかいろいろ活動をやっている企業も増えておりまして、そういった活動の需給ですね、需要があって供給があるというような場合に、企業がそういうことを手がけているとか、企業のそういった活動を利用するとか活用させていただくとか、そういう場面もあると思うんですよね。そういう情報もこのプラザは持つ必要があ

るのではないかと。それで、交流機能あるいはふれあい機能の中にそういった項目も設けておいていただいて、企業の方なんかもどんどんおいでいただいて、ファイルに、データに載せておいていただければ、そういったものは需要と供給をびしっとここでマッチさせることができる。

あるいは、逆方向も場合によってはあるかと思うんですね。企業のいろんな活動で、もっと民間の方のお力も借りたいというような場面もあるいは出てくるかと思うので、そんなことをちょっとここに載せておいていただければと思います。

大友委員あたり、いかがですか。

大友委員 今遊佐委員の方からお話があった内容で、先ほどこの情報機能の中に「情報提供」とあったので、今おっしゃったような内容が入っているんだろうなと思って特にお話はしなかったんですが、今おっしゃったようなものがあるととても便利なんですね。

実は、民間企業としては、ボランティア活動をしたいとか社会貢献をもっと進めたいというときに、どこにどう聞きに行ったらいいのかというのがわからないんですね。宮城県の社会福祉協議会の中に情報なんかがあるとは聞くんですけども、実際聞いてみるとよくわからないということがあったり、あと、私の方の会社の方には直接、いろんなところのつてを伝って、カーボランティアをやっていらっしゃるんですかというようなことで聞いてこられたりということがあります。やはり民間企業はどこに何を聞いていいのかわからないというような状況ですので、そういうものがあるととても便利だと思います。

ただ、一点、うちの会社が特殊なのかもしれないんですが、そのときに、よく売名行為ではないかというふうにとらえられることがありまして、一度うちのカーボランティアのことが日経新聞の一面か何かに載ったことがあるんです。そのときは、全くうちの会社の考えを一言も聞かないで日経新聞の方が記事にしまいまして、別にシルバー産業に参入しようとか全く思っていないのでそういうふうに書かれたりとか、あと、青森の方では、ねぶたに障害者の方に毎年参加していただいて、それを私たち社員が支援して一緒にねぶたに出ているんですが、そういうこともやはりどうしても売名行為だととらえられると。そういうことにとらえられないような情報公開をしてもらいたいと思います。ヤマト運輸はカーボランティアをやっているから、何かお手伝いをあそこだとしてもらえるかもしれないよというのをボランティア団体の方に提供することもあるし、こちらとしてもっといろいろとできるのではないのかなと。行くのはいいんですけども、向こうの方から私どものもし民間の情報を公開するのであれば、その辺を変にとらえられないようにしてほしいということ进行をすごく期待しています。

事務局 いろいろいいご意見をいただきましてありがとうございます。

それで、会長申し訳ありません。ここを5時半には出なければいけないようでございますので皆さんの意見を伺いながら進めていきたいと思いますが、先ほど私、当面のスケジュールを申しまして、今年度中に耐震補強及び改修工事設計をしまして、来年度実際の工事で平成13年度にオープンしたいと申し上げました。そのためには、大変申し訳ございませんが、今年度中の補強、それから改修工事設計の費用というものを予算に計上しなくてははいけません。そのためには、9月議会で上程しなければいけないということになっておりまして、もし、今日この拠点整備の基本的なところで皆様がこれでいいということで認めていただけたら、9月議会にぜひ上程させていただきたいのですが、いかがでございますでしょうか。

会長 今出ましたように、この拠点に関しては少しスケジュールが詰まっております、基本的なところでご理解がいただけるのであればこの原案でいかがか、ご了解いただけるとどうかという事務局からの話です。当然、今皆様から出されたいいくつかの点、これを踏まえながら先に進めるということはいかがでしょうかということです。

青野委員 施設面として、インキュベートのところで、事務ブースの対応ということで、196平米ほどの面積で大体1件4平米ですか。そうしますと1坪ですよ。1坪というと、身の回りをちょっとみれば一巡りで終わってしまうくらいの面積ですけれども、どの程度の活動を想定してこういう面積を考えられたのかということをお聞きしたいのですが。

会長 私からよろしいですか。

実は、そんなに明確な検討はされておませんが、ただ、今言われた単純な1団体1坪というようなことではなくて、2段階か3段階の規模設定をして、相手の活動容量あるいは希望に応じてもっと広いところも検討されているはず。まだ、細部は表現されていせんがかなり広いブースと、それから、仙台市は1坪ですね。仙台市は一番小さい1坪なんです、大きさはその倍以上のところも確保してあるはず。

事務局 こうしたインキュベートルームをつくるということは決まっておりますけれども、中にはまだ、備品とか、そういうものは決めておりませんので、皆様からのご意見に沿って大・中・小必要であればそれは今後考えることも可能かと思えます。

紅邑委員 現在私たちせんだい・みやぎNPOセンターで仙台市から市民活動サポートセンターの管理運営を受託していますが、この施設の運営や設備を検討した中で、少し困った点を少しお話ししておいて、それも参考にさせていただきたいと思えます。施設にこれをつくりましょうということではいろいろ改築をしたりしていく中で、実際開館した今も、こんなのがあったらいい、あんなのがあったらいいといろいろな意見が出ていますが、やっぱりそれを実現するには具体的に予算がどのぐらいつくのかということの検討が必要だったと思っています。例えば今年度はこのぐらいというのが先ほどいろいろ出ていたんですが、次年度、再来年度ということで、今後どのぐらい予

算をかけて県の方としては取り組んでいきたいのかということを知ることができると、ああそれなら安心してこんなことをやっていったらいいなというふうな検討材料になると思うので、お答えづらいかと思うんですが聞いてみたいです。

会長 運営にかかわる予算の問題ですね。

紅邑委員 運営にかかわるというだけではなくて、要するに、その施設全体とか、それから、中身について、いろいろ予算としてこの中核機能拠点というところにかける予算ですね。総合的な予算です。

会長 ハードの整備と運営と、両方ですね。

事務局 まず、基本的には、ソフトについてはまだ検討しておりません。ということは、これからはいろいろと、今ご意見があったように、その四つのグループでどのような仕組みをとというようなことが出てきますでしょうか。あと、具体の運営形態あるいはどのような具体のプログラムをつくるのかという意味でソフトは検討しておりません。オープン以降のソフトという意味ですが。ハードについては、設計費についてはある程度の額は今うちの方でつかんでいます。ただ、具体の工事費については、今委員会の方で設計積算をしていただいている最中ですが、まだ具体の数字というのはいちうちはいただいております。

会長 よろしいですか。余りよくないかもしれませんが。

どうでしょうか。時間も迫っておりますので、基本的にハードに関しましてはできればご了解をいただいて、ソフト、運営に関しては、これはまだ次の機会にもご検討をいただくことも可能ですよね。そういった意味で、少なくともハードに関してはご理解いただきまして、ソフトについては一部継続をとということでご了解いただくことができれば幸いです、いかがでしょうか。

では、そういうことで、ハードについてはこの原案の方向で進めていただくということでよろしいでしょうか。先ほどお話を伺っていて、6点ほどご意見を踏まえなければいけないところがあるわけですが、基本的にはソフトの部分かと思しますので、ハードに関してはお進めいただくということでいかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。平成13年の4月に開館をいたしますには、どうしても平成12年度中に工事、それから、今年度中にある程度設計工事に入らなければならないということもございませぬ。そのようなことも踏まえまして、実は環境生活委員会の方には、この中核機能拠点整備検討委員会の報告の都度中間報告等をずっと重ねてご報告をしまし、この報告書につきましてもそれなりのご理解をいただいております、このようにも思っております。

ただ、そういった意味で、今日基本的な点でご了解をいただいたということで、この整備検討委

員会、そしてこの促進委員会で基本的な事項でご理解をいただいたということで、その意味では私どもも開館を目指しましてその作業を着実に進めていくことができるということでございます。

先ほど、紅邑委員のご意見がございましたが、その意見につきましても十分反映できますように、今後設計額等につきましても意に沿うような形として、いいものをつくっていきたいと考えております。

それから、先ほど来、各圏、公設公営が非常に多いということですが、仙台市が初めて公設民営になったわけです。その中であって、今宮城県は公設パートナーシップ営、そういうことでできるだけNPOの皆様方のお力を拝しながら、それで、なおかつ県もそこに入っている程度協議を重ねてこの運営をしていくわけですが、これは、考え方によっては、最終的には私は公設民営になっていくのが一番いい、そういうふうにも思っております。当分の間はこのパートナーシップ制でNPOの皆様のお力を十分に拝借しながらやっていきたいと、そんなふうにも考えているところでございます。

その意味におきまして、今日は長時間にわたりましていろいろとありがとうございます。その点につきましては、なおワーキンググループの方でさらにご検討をいただくことにいたしますが、基本的な点でご理解をいただいたということに対しまして改めて感謝を申し上げます。

会長 どうもありがとうございました。

私の不手際で協議の？までしか行っておりませんが、？と？に関しまして今後どういたしまし
ょうか。何か事務局の方、お考えありますか。

事務局 では、時間がありませんから次回に回させていただきますでしょうか。

会長 そういうことでよろしいですか。

事務局 はい。

1点だけ。基本計画についてですが、先ほども要綱に関連してありましたけれども、基本計画
に関しては、提言と議会で作っていただいた条例にいろいろと方向性や方針が示されておしま
して、去年1年かけたプロセスも非常に大事だと思っております。そのプロセスをベースに一応
事務局案をつくらせていただきましたので、そういう視点でまたお読みいただければと思います。
よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございました。

佐藤（仁）委員 時間の関係で、会議の持ち方の関係を、きょう参画させていただいて大変疑問
に感じました。今の中核施設の問題であれば、これをただ単なる形式的にこの委員会を通すための

審議会だったのかと思えてならない面が私は今残りました。

条例で、知事が基本計画をつくる、さらに、促進条例第16条でこの委員会の目的をうたっておられる、そして調査研究をという割には、先ほど佐藤和文委員がご指摘になったように、また兵藤委員がご指摘になったように、4回の会議でこれらについてそれぞれ協議を、また審議をしてほしいということだろうと思います。私は、やはりこの種のをきちとやっていくにはもう少し事務局としての考え方を示して、諮問も審議も私の言うのは同じなんですけれども、そのような形でという今樋口次長がおっしゃったように、よくその辺を委員の方々に、次回までに基本計画について、事務局案、県の現在の基本計画案として示してあるのではという姿勢をしっかりとしてもらわないと、与えられた資料の中で、まだ期間があって審議するのか、議会を通すための形式的な審議会としてただ単にやっていくのか、さらに、準備段階で山田先生やほかの先生方がこの中核施設にかかわられたのでと、そうやってくると、そのこの委員会とこちらの委員会の役割が見えてこない面もございますし、この場でいろんな意見が出されたとしてもその辺をどう今後生かしていくのかというプロセスも要はわからなくなってくるだろうと思います。何となく予算を通すために議論願っただけなのかということになると大変虚しい感がしてならないわけでありますから、事務局にお願いでありますけれども、もう少し会議の持ち方について検討していただければ会長がもっと進め方が楽だろうと、こう思えてなりませんのでお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

先ほどちょっと私もあいまいにしたまま？の方のご協議に入ったわけですが、先ほど少し議論になりました委員会の促進条例の件と運営要綱の関係につきまして、やはり少し整理をして次回から臨む必要があるというのが1点かと思えます。

あとは、2点目は、今佐藤委員からお話がありましたような、全体の枠組みとの関係でこの委員会の位置づけをもう少し明確にした上で進めていくべきではないかというふうに私も思っております。よろしくお願ひしたいと思えます。

事務局 その点に関しましては、皆さんの意見を本当に反映させていただきたいという姿勢であります。NPOプラザにしましても、去年からの委員会のプロセスもごさいますが、今日また1時間以上にわたっていただいたご意見というものを確実に反映できるようにしたいという姿勢であります。

それから、基本計画もこれは骨子ができていると、案としてお示したということで、骨子には肉づけが必要ですし中身が必要でございますので、そのあたりのご意見を皆様から忌憚なくいただければというふうに思っております。

そういった意味で、回数についてももう少し必要であるとか、さらにまた、この委員会からワーキンググループが必要であるというご提言があれば、それも承っていきたいというふうに思っております。

会長 ありがとうございます。

次回については、また調整していただくということでいいですか。

事務局 それでは、また調整させていただきたいと思います。

会長 そういうことでよろしいですか。

それでは、私の不手際もありまして5時半も過ぎてしまいました。

長時間どうもありがとうございました。また、次回からよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 1点だけよろしいでしょうか。

きょう時間があれば皆様にちょっとお知恵を拝借したいと思ったんですけども。

今、政府が緊急地域雇用対策ということで、行政の仕事をNPOあるいは民間企業に委託するというような施策をとっております。宮城県では34億円という予算でございまして、市町村と県と半々ずつということです。平成11年度の事業に関してはいろいろ案が出ておりますけれども、平成12年度、平成13年度というのは、これからどのような委託の方法がNPOの方たちにあるのかと県の方でも考えております。そういった意味で、もし皆様の方から、こんな行政の業務を自分たちで委託できるというようなことがありましたら、積極的に私どもの方にお知らせいただければと思っております。細かいことは今日は時間がないので申し上げられませんが、ご興味があればまた私の方に聞いていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(? 民間非営利活動促進基本計画(案)については、次回に協議)

7. 閉会

事務局 それでは、長時間ありがとうございました。

これをもちまして、第1回目の促進委員会を終了いたします。どうもご苦労さまでした。